

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 一七
- 県営土地改良事業計画を定めた件 一七
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 一七
- 公 告
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件 一七
- 落札者を決定した件 一七
- 正 誤
- 令和三年三月二十三日付け号外第十三号中 一七

告 示

福島県告示第三百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和三年四月六日から令和三年八月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ東年貢店 福島県会津若松市東年貢一丁目一番
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社クスリのアオキ

- 2 代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町二五二番地
大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社クスリのアオキ
代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町二五二番地
大規模小売店舗の新設をする日
令和三年十一月二十四日
- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千六百七十七平方メートル
- 四 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 五十六台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 四十六台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 五十二平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 六立方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前九時
（二）閉店時刻 午前〇時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午前〇時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（一）数 一か所
（二）位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 六 届出年月日
令和三年三月二十三日
- 七 「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
（商業まちづくり課）

福島県告示第三百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、新田地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備（湛水防除事業））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和三年四月六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

令和三年四月七日から
（二十日間）

同 月二十六日まで

三 縦覧の場所

相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百五十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年三月二十九日次のとおり指定した。
令和三年四月六日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称
及び所在地

片桐 一利

福島市下野寺字醜

令和三年四月一日から

ファミリーマーケット福

二七番地の五

令和八年三月三十一日まで

島北五老内町店

福島市北五老内町五

番地二〇

ファミリーマーケット福

島大森下町店

福島市大森字下町一

一 番地

（出納総務課）

公 告

公告第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
令和三年四月六日

土地改良区の名称

会津宮川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 渡部 英敏

大沼郡会津美里町字柳台甲一三三二九番地一

（農村計画課）

福島県知事 内堀雅雄

公告第78号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年4月6日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) ローター除雪車2（2.6m級） 1台
 - (2) ローター除雪車3（2.6m級） 2台
 - (3) 凍結防止剤散布車1（3t級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 落札金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 62,590,000円
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 114,400,000円
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 21,230,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年1月29日

（入札用度課）

○令和三年三月二十三日付け号外第十三号中

六二	ページ
下	段
一八	行
努めなければなりません	正
努めなければなりません	誤

正 誤